



## 中国近代における商会の研究

陳, 來幸

---

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2003-02-26

(Date of Publication)

2008-03-17

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2665

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002665>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 2 】

氏名・(本籍) 陳 來 幸 ( 中 国 )

博士の専攻分野の名称 博士(文学)

学位記番号 博ろ第22号

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位授与の日付 平成15年2月26日

【 学位論文題目 】

中国近代における商会の研究

審 査 委 員

主 査 教 授 森 紀 子

教 授 安 井 三 吉

教 授 佐 々 木 衛

教 授 濱 田 正 美

助 教 授 緒 形 康

## 論文内容の要旨

氏名 陳 來 幸

論文題目 中国近代における商会の研究

清朝末期の新政の時期に、欧米起源の商会（商業会議所）制度が日本に範を取って導入された。1904年商会簡明章程の發布を皮切りに、中国の商会は各地の実状に則した運用により、県制を敷く広範な領域にわたって目覚ましい普及を見た。筆者はその中国的風土への適用に際して生じた様々な側面に注目し、①総商会と商会の併存構造、②常設の法人機関としての中華全国商会聯合会の設置とその活動、③中華総商会を通じた海外華商とのネットワーク機能とその包摂、というおおよそ三つの点を中国商会制度の特色とみる。それは、民国初期における商会法の修正をめぐる一連の論争と、商工業者自身による自己統合の核としての中華全国商会聯合会の活動を分析することを通じて得られた知見である。

さらに、1914年商会法と1915年の修正商会法に準拠して徹底された「県商会」への改組——複数の既存商会から1県1商会への改廃統合——という事実注目し、商務行政の側からの商会設置の論理が上からの「商民統合」にあったことを指摘し、商会制度が「自己統合」という求心的な動きと同時に、中央による統合の動きの双方にしくみを提供した点を指摘した。

第一部「中国の商会制度と近代中国」では、四つの章に分けて以上の諸点を論証することにより、清末から民国初期の間に定着した近代中国の商会制度の原型についてその概容を提示した。

第一章「清末民初の商会制度——原型素描」では、民国初期の改組直後の1918年段階における全国及び海外の商会・総商会・中華総商会の分布状況を明らかにし、光緒・宣統期というきわめて早い時期に商会が広まった江蘇・奉天・浙江などを中心に、民国初期には県政を敷く全国各地に商会が普及していった事実を確認した。さらに、商会の設置が見られない県と複数の商会が設置されていた県に関する数量分析を行うことで、商会の設置密度と商会先進地など地域色の一端を知ることができた。商会制度の原型を素描すると同時に、ここでは、日本の商業会議制度との比較を通じ、中国商会の組織面での特色として、全国組織が速やかに出来上がり、しかもそれが常設の事務機構を備えた点と、中国の商会制度が総商会・商会・分（事務）所という階層性を持っていた点を指摘した。そして、成り立ちや運営からみて明らかに民間組織でありながら、中国の伝統社会に根を下し得た商会とは、総董（会長）には政府が直接頒布する威厳ある「関防（公印）」を使用する権限があり、総董の選任には一定の科挙資格が必要とされるなど、「官」の権威と切り離せな

い中国特有の色彩を持つ社会組織でもあった。

第二章「辛亥革命時期中華総商会ネットワークの起点とその役割」では、海外華商へと延びる商会ネットワーク構築の起点について分析を加えた。古くは宋代から海外へ移民を送出し続けた中国は19世紀中頃以降、海外渡航の公認とともに爆発的な「華僑」人口の増大期を迎えた。現在に至りなお間断のない華僑華人の海外における仲介的な役割は、様々な分野から注視されているところである。筆者はその海外華人と中国本国とのネットワーク機能が、かつて三度にわたりピークを形成し、いずれにおいても中華総商会とそれに伴うインフラの整備と情報の交流が重要な役割を果たしたとみる。清末新政時期、中華民国建国直後、抗日戦争の三時期に加え、改革開放を契機とする1990年代以降、世界華商会議が隔年開催される現在もそのピークの一つに加えることができるであろう。本章では、その起点ともいべき第一のピークの形成、つまり、辛亥革命直前、国民意識の形成とともに髣髴として沸き起こってきた国内外華商による相互連携意識の高まりについて論じる。そこで注目されるのは『華商聯合（会）報』の役割と、その背後にある上海経済界を中心とする中国華商銀行の設設計画である。

第三章「民国初期の商会法をめぐる諸問題」第一節では、新しく成立した中華民国政府が公布した1914年9月の商会法が、半年後に開催された全国商会聯合会臨時大会（上海）において商工業者の激しい結束と反対に遭い、商会法が大幅な修正を迫られ、1915年12月に修正商会法を公布するに至った経緯を明らかにした。ここでは、二つの商会法の違いを条文ごとと比較検討し、商会に結集した商工業者の主張を明確にした。第一に、「商務總會」を撤廃し、全ての旧商務總會、分会、分所を一律「商会」へと一本化するという行政当局の要求が潰され、「総商会」と「商会」が並存する構造になった。第二に、省毎に「〇〇省商会聯合会」を設置して、省内の商会を統括する案も、旧「総商会」の存続によって白紙撤回させられた。第三に、既に実質的な活動を展開していた中華全国商会聯合会の存在と発言力を強化するために、「全国商会聯合会」とその常設機構の設置に関する文言が条文の中に書き入れられた。以上の修訂が商会側の強い要求の結果の産物であった点を強調した。第二節では、商会法に基づいて行われた商会改組に注目し、自己統合の仕組みとしても機能した商会システムが、上からの統合に利用された点を指摘し、中国の商会制度が持つマトリックス的特徴を強調した。行政当局は、はじめ、1県1商会へとすべての旧商務分会と分所、分事務所を一つの県商会の管轄下に従属させようとする案を持っていたが、商会側の激しい抵抗の結果、1県2商会に加え、跨地域鎮に限っては3会までを認めるという線に落ち着いた。その結果、独自の活動を展開していた多くの商務分所は近隣の大商会の分事務所として従属せざるを得なくなり、あらたな商会の設置はきわめて難しい状況となった。

第四章「中華全国商会聯合会について」は、1925年に至る中華全国商会聯合会大会の軌跡を追う。1907年に設立が発起された華商聯合会は、革命の勃発と新政府の誕生により、形を変えて、中華全国商会聯合会として1912年11月に活動を開始した。1915年12

月に修正公布された商会法によって法人化された全国商会聯合会は中国屈指の強力な社会団体となる。本論は、1914年、16年、18年、21年、22年、25年に開催された全国大会の概要と会長選挙をめぐる内部抗争の存在を明らかにし、上海経済界がリードする南部主導で始まった全国商会聯合会の活動が、1916年大会における不透明な会長選挙をきっかけに天津と北京を中心とする北部に主導権が移ったこと、さらに、それに伴い全国商会聯合会そのものの発言権の低下を招いたことを説明した。

第二部「商会と中国社会——地域的特性と社会的機能」では、長江下流と華南の商会を中心に地域的特色の析出と社会的機能の分析に重点をおくとともに、1930年代以降国民政府の下で市商会在どのような役割を担ったのかという、商会研究史上の空白部分を検討対象とした。

第五章は、商会先進地としての長江デルタの商会に対し、都市と農村という視点からミクロなアプローチを進めることで、商会の果たした地域社会における具体的な役割について分析を加えた。手法としては、長江デルタの商会の分布実態を確認し、崑新商務分会などを例に商会設立の経緯、改組の過程を詳細に分析した。この地域には、張謇や唐文治に代表されるような、資本主義的發展を目指す強力な紳士層が存在し、彼らによる地方自治参画への傾倒と共和制に対する賛同という共通の情念が商会設立へと突き動かしたこと、日米両国の実業界との積極的な交流への志向が存在したことを、背景として指摘し、①個別の鎮による盛んな商業活動に裏打ちされた商会先進地域、②政治に左右されずに常に自律的であろうとしてきた全国の商会の旗振り的存在、の2点を長江デルタ地域の商会の特徴とみる。さらに、科挙制度の崩壊とともに社会変動がもたらされた清末民初期の地域社会では、商会は教育会などと時に衝突しながらも協力して治安や教育、商務など全般にわたる地方自治に参画し、その自治システムの枠内で様々な自治捐の創出とその徴収及び運営に関わった。これらの役割は、旧社会から新社会への過渡期に登場した中国商会の特殊な側面であり、欧米や日本の商会との相違点が見出せるのである。

第六章は、対象を華南地区にしぼり、広州市商会在を主な分析対象として、1920年代以降の商会の役割変化を論じ、広州総商会、広州市市商会、広州市商民協会が統合されて1931年に広州市商会在が成立するまでの経緯を整理し、国民党の商民政策と国民政府による新しい商会法の特徴を分析した。第一節で強調したのは、1920年代に入り顕著となった国民党と共産党による組織的な活動の影響で、商民協会や広州市市商会、全省商会聯合会など様々な新しい商人組織が勃興したこと、それらが広州総商会とともに1931年の広州市商会在へと統合された経緯である。第二節では30年代前半における広州市商会在と国民政府との関係を分析し、1929年に公布された新しい商会法の特徴として、党治の原則が書き入れられたこと、商会への個人加入の道が閉ざされ、工商同業公会在を単位とする加入方式に変更されたことを指摘した。さらに、広州、厦門、香港、汕頭など、華南地区商会の重要な役割として、具体例を列挙することで海外華商とのネットワーク機能を指摘した。

補論では華北地域と東北地域の商会の特徴を整理した。華北地域の商会の特色として、

①中央政界からの影響と中央商務行政への従順さ、②「社」や「会」を核とする地域社会とそこにおける商会の部分的役割、を指摘し、東北地区の商会の特徴として①一部大都市総商会および県商会の強制加入による絶大な権力とその充実した市政担当機能、②公議會などコミュニティギルド起源の商会、の2点を指摘した。

以上第一部では、同一の法と制度の下で商会が共通してもった中国商会の特色と時代性の問題を論じ、第二部では、中国全土を四つの地域に分け、その違いを強調して地域ごとの特色を提示した。両者により、中国近代における商会の全容とその特徴が相当程度説明できたものとする。

論文審査等の結果の要旨

論文提出者氏名

陳 来 幸

論文題目

中国近代における商會の研究

1 審査委員

区分	職名	氏名
主査	教授	森 紀子
副査	教授	宇井 三彦
副査	教授	佐々木 衛
副査	教授	濱田 正美
副査	助教授	糸着 形 康

2 論文審査の結果の要旨 …… 別紙1のとおり

3 試験の結果の要旨 …… 別紙2のとおり

4 学位授与の可否

上記の論文審査及び試験の結果、並びに学力の確認の結果、論文提出者は博士(文学)の学位を得る資格があると認める。

論文審査の結果の要旨

氏名	陳 来 幸
論文題目	「中国近代における商会の研究」
要 旨	
<p>欧米に起源をもつ商会（商業会議所）制度は、清末新政時期、日本経由で中国にもたらされたものである。申請者はこの商会について長年研究を重ね、数多くの専論を発表してきたが、本論文はそれらをふまえて、その最新の知見をまとめ上げたものである。</p> <p>本論文の目的は、中国的風土の中に適用された商会制度がどのような特色をもつに至ったのか、その実態を考察すると同時に、内外に分布する商会の全容を総合的に叙述することにある。すなわち、当時の新聞や商会の会報等の刊行資料を丹念に渉猟し分析した結果として、商会、総商会、中華全国商会連合会という重層的な組織のあり方、および海外華商と結ばれた総商会のネットワークに中国的商会制度の特性を見出すのである。</p> <p>本論の構成は大きく第1部「中国の商会制度と近代中国（第1章～第4章）」と第2部「商会と中国社会（第5章～第6章、補論）」に分かれているが、第1部は近代中国の商会制度のいわば「原型」を描写するものであり、第2部は商会の地域的特性とその社会的機能を説くものである。</p> <p>先ず第1章では、民国初期における商会の、全国及び海外の分布状況を数量的に分析して、その普及の様子と地域的差異を把握するとともに、民間組織でありながら官僚的権威と切り離せないその特質を指摘して、商会制度の「原型」を描写する。第2章は辛亥革命時期の中華総商会と海外華商とのネットワーク構築について分析を加え、革命前夜の国民意識の形成と、内外華商の相互連携意識の高まりを論じる。東南アジアにおける華商の活動を具体的に描写し、興味深い1章となっている。第3章では1914年に発布された商会法とそれを巡る商工業者達の反対運動、さらには修正商会法の条文の分析から当該時期の商工業者達の主張を見ていく。中国的商会制度の特質ともいべき商会、総商会の併存構造、全国商会連合会の強化は、行政による商会の一元的組織化に反対したこれら商工業</p>	
主査記載 氏名・印	森 紀 子

者の要求により生じたことを明らかにする。第4章では1912年から25年に至る「中華全国商会連合会」の軌跡を克明に追ひ、連合会内部の主導権争いを剔出する。

ついで、商会の地域的特性を描く第2部では、長江デルタ、華南、華北、東北の四地域に目配りをして論を進める。商会先進地である長江デルタ地域を取り上げた第5章では、商会の分布実態の把握とともに、鎮レベルでの活発な商業活動に裏打ちされた当該地域の商会が政治情勢からの相対的自律性を確保していたこと、開明的な紳士層の存在をバックに、商会が清末民初の地域社会において、商務のみならず治安、教育等、地方自治全般に参画していたことをその特殊性として指摘している。第6章では華南、とりわけ広州市商会を対象として1920年代以降の商会の変化を論述し、国民政府の下、党治の原則を書き入れた新しい商会法の特色を分析する。また、華南地域の商会の重要な特徴として海外華商とのネットワーク機能が指摘される。補論では華北、東北地域の商会の特徴が整理されている。華北地域の商会は中央政界の影響を強く受け、商務行政に従順であったこと、東北地域の商会は絶大な権力と市政担当能力を持っていたこと等をその特徴として提示している。

従来、商会研究といえば特定時期の特定地域の商会についての個別研究がほとんどであった。それに対して本研究が全国的視野から商会の実態を見きわめ、その全容を総合的に描き出そうとしたことは意欲的な試みとして評価されるべきである。とりわけ、商会の分布が北西内陸部に向かわず、長江沿いから沿海地方に広がり、さらには日本をはじめ、東南アジア、オーストラリア、アメリカ大陸へと海外華商の存在と連動し、大きなネットワークを構築していることを実証的に提示し得たことは新しい知見といえよう。変法維新、辛亥革命という中国近代史の大きな政治動向における東南アジアの華商、総商会の活動を活写し得た点もまことに興味深いものがあり、その意味で第1部は読み応えのあるものとなっている。

また、第2部に展開された長江デルタ地域の考察において、新政時期の地域社会において新興勢力の商会が教育界と反目対立しつつも、ともに地方行政に参画していたことの論証は、商会の社会機能の多面性を窺わせる重要な指摘といえる。さらに、華北地域における商会と商会との関係、東北地域における移民社会と商会との関係に関する指摘はいずれも極めて示唆に富むものであった。この両地域に関する考察は補論として比較的簡単にすまされていたが、商会研究のさらなる可能性を期待させるものとして今後の発展的展開を待ちたい。

以上の審査結果に鑑み、本審査委員会は論文提出者陳来幸が、博士（文学）の学位を授与されるに足るものとの結論に、全員一致をもって達した。

### 試験の結果の要旨

氏名	陳 来 幸	
試験科目	専門科目	中国近代華僑史
		中国近代政治史
		中国伝統社会論
		中国社会構造論
		東アジア文化変容論
判定	合格・不合格	
要 旨		
<p>本審査委員会は、陳来幸の提出した「中国近代における商会の研究」について、その基礎および背景をなす専門科目の口述試験を行い、下記の結果を得た。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成14年12月13日</p> <p>専門科目 「中国近代華僑史」</p> <p>中国国外において、商会と中華会館など既存団体との組織的、機能的役割分担はどのようなであったのかとの質問に対しては、日本と蘭領東インドの場合を例に、具体的に適切な説明がなされた。また、上海を中心に日本から東南アジアかけての三江幫を軸とするネットワークに関連して、広東幫と福建幫との関係について尋ねたところ、東南アジアの実態に即して、説得力ある回答を得た。</p>		
主査記載 氏名・印	森 紀 子	

- 11 -

#### 専門科目 「中国近代政治史」

商会法改正の背後にある政治状況（袁世凱政權や国民党の商会活動への関与をどう評価するかという問題）、商会活動における南北地域の相違、商会研究と90年代の公共圏論争との関連の3点について質問し、いずれも妥当な回答を得た。特に、商会活動の南北相違という問題に関連して、民間宗教が共同体の統合に関して重要な役割をしていた北京地域、大量の移民を共同体に組み込む必要に迫られた東北地域について重点的に研究を継続したいという抱負が語られた。

#### 専門科目 「中国伝統社会論」

商会の成立が長江沿いから沿海地方、そして海外へと展開していることに関して、とりわけ奥地でありながら長江上流域の四川省において商会の成立が顕著であった現象をふまえ、伝統的な物流網が開港以後どのような変遷を遂げたのかと質問したところ、土籍、客籍の商人間の摩擦など具体的事例をあげつつ妥当な回答がなされた。また、海外の商会と変法派との関連について質問したところ、商会の支援を受けて海外に展開された孔教会が海外華人の母国語や伝統文化の維持に大きな役割を果たしたとの明快な回答を得た。

#### 専門科目 「中国社会構造論」

民国期に各地で設立された中華商会の組織と機能について清代に中国商人が組織した同郷会館や同業組合との相異を問うたところ、地方の中華商会は徴税、教育・福祉など近代行政の機能の一端を担ったこと、また、海外の中華会館では領事機能をも果たしたことを具体的に紹介し、中国の近代国民国家が成立するプロセスにおける商会の位置づけを明確に回答した。

#### 専門科目 「東アジア文化変容論」

中国における商会が極めて短期間に全国的に組織されたという現象の原因について質問したところ、商工会議所の制度は、まず欧米に出現し、ついで日本に移入され、そこからさらに清末の中国へ移植されたものであるが、鎮、県のレヴェルから大都市、さらには全国組織としての商会の成立には、前近代以来の中国の自立的ともいべき商業ネットワークの成熟が背景をなしており、これが古い革袋に新しい酒を容れることを可能にしたとの首肯すべき回答を得た。